

お申込みの前に、「契約概要」、「注意喚起情報」および「個人情報の取扱いに関するご案内」を必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。
この「契約概要」、「注意喚起情報」は共済契約に伴う重要事項のうち、特に確認いただきたい事項について記載しておりますので、内容を十分にご確認ください。ただし、本書面はすべての重要事項や契約情報が記載されているわけではありませんので、詳細につきましては「運送業者貨物賠償責任普通共済約款(団体用)」の内容を十分にご確認ください。

契 約 概 要

◆この「契約概要」は、ご検討に際して、お客様が共済商品の内容をご理解いただくために必要な情報を記載した書面です。
◆この書面をお読みいただくことは大変重要です。「共済金をお支払できない主な場合」など、お客様にとって不利益になる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。

1. 共済商品の仕組みについて

【運送業者貨物賠償責任共済】
ハコブパークレー共済(以下「本会」といいます。)が行う「運送業者貨物賠償責任共済」は、運送を受託した貨物に、偶然な事故の結果、貨物に損害が生じ、貨物の所有者等に対して発生する損害賠償責任に対して共済金を支払います。

支払限度額・免責金額(輸送中)		支払限度額・免責金額(仮置中・保管中・作業中共通)	
一事故支払限度額	500万円	一事故支払限度額	500万円
一事故免責金額	5万円	一事故免責金額	5万円
特約条項(自動セット)		特約条項(自動セット)	
名称	第三者賠償責任担保特約	名称	運送継続・急送費用担保特約
第三者賠償：一事故支払限度額	1,000万円 (対人・対物共通)	名称	残存物取片付け・廃棄費用担保特約
第三者賠償：一事故免責金額	5万円 (対人・対物共通)		

2. 補償の内容

【運送業者貨物賠償責任共済】

- 補償の対象
被共済者(共済契約により補償を受けられる方をいいます。)が運送を受託した契約の対象貨物が補償の対象となります。
- 共済金をお支払いする主な場合
補償の対象となる貨物につき、日本国内で生じたすべての偶然な事故および共同海損行為によって生じた貨物の損害について、被共済者が次の①②の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、共済金を支払います。
- ① 被共済者の荷主に対する運送契約上の賠償責任^(注1)
② 被共済者が下請運送人である場合には、元請運送人に対する契約上の賠償責任および、荷主に対する法律上の賠償責任
- また、次の費用損害についても共済金をお支払いします。ただし、賠償額と合算して限度額を超えない範囲でのお支払いとなります。
- ・検査費用等、補償の対象となる貨物の損傷の有無を確認するために必要となった検査に関連し、被共済者が負担し、かつ本会が承認した費用
 - ・損害の拡大防止のために支出し、かつ本会が承認した費用
 - ・裁判費用・弁護士費用等あらかじめ本会の書面による同意を得て支出する費用
 - ・本会が被共済者に代わって、発生した事故の解決にあたる場合に、本会へ協力するために要した費用

(注1)「契約上の賠償責任」とは、被共済者と荷主または被共済者と元請運送人との間の契約書に定められたものとし、その契約書がない場合は法令に基づき定められる標準運送約款によるものとします。

■補償内容が変更となる貨物
次の貨物は補償の内容が変更となります。

貨物補償内容	
(1) 家畜および生動物 ^(注1)	・輸送用具の火災・爆発・衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた1頭毎の死亡による損害に対してのみ共済金を支払います。
(2) 青果物、生鮮食料品および冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理される貨物 ^(注2)	・次のいずれかに該当する損害に対してのみ共済金を支払います。 ア. 火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害 イ. 盗難・各荷造りごとの紛失による損害 ウ. 輸送用具への積込作業を開始してからその輸送用具からの荷卸作業が完了するまでの間に生じた破損・曲損・へこみ損により生じた損害 エ. 次に掲げた事由による温度変化により生じた損害 (a) 冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物等の温度管理のために使用されている機械・装置の破損・故障 ^(注8) (b) 貨物を冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理する収容設備またはコンテナ ^(注9) の破損・故障
(3) 植物 ^(注3)	・火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または盗難もしくは各荷造りごとの紛失による損害に対してのみ共済金を支払います。
(4) ばら積み貨物 ^(注4)	・火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または輸送用具ごとの盗難によって生じた損害に対してのみ共済金を支払います。
(5) 輸送用具から受荷主への引き渡しがタンクへの注入によって行われる貨物	・火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または輸送用具ごとの盗難によって生じた損害および輸送用具から受荷主への引き渡し時に生じた漏出損害もしくは輸送用具から受荷主への引き渡しが不適当なタンクへの注入によって生じた混油・汚染損害に対してのみ共済金を支払います。ただし、そのタンク内に既に存在していた貨物または受荷主の施設に関し、被共済者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。
(6) 野積み ^(注5) または被覆の完全でない輸送用具に積まれている間の貨物	・ア. およびイ. に掲げる場合を除き、この契約の基本条件にかかわらず、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害に対してのみ共済金を支払います。 ア. 貨物が密閉式の金属製または強化プラスチック製コンテナに収容されている場合 イ. 共済契約者、被共済者またはこれらの者の使用人が、貨物が野積みされている事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合
(7) 自動車 ^(注6) 、コンテナ自体、土木建設機械類、船舶・航空機等	・火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または輸送用具ごとの盗難によって生じた損害に対してのみ共済金を支払います。ただし、輸送中または「車上仮置」中に生じた損害に限ります。
(8) 通い箱、パレット、輸送用ラック等の輸送用什器	・火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害に対してのみ共済金を支払います。
(9) 貨紙幣類・有価証券 ^(注7) 、貴金属製品、宝飾・宝石類、希少金属、希土類、美術品、骨董品	・支払われる共済金は、1梱包あたり10万円を限度とします。
(10) 引越荷物	・支払われる共済金は、1梱包あたり50万円を限度とします。 ・引越荷物の中に上記(1)～(9)の貨物が含まれていた場合は、上記(1)～(9)の補償内容により共済金を支払います。 ・引越荷物とは、転居・移転に伴い、輸送される個人の家財、法人が所有・管理する什器・備品等の財物をいいます。 ・梱包されない貨物の場合、1梱包を1点または1組と読替えます。たんすは1棹を1点とし、食卓セットは、テーブルと椅子で1組とします。 ・上記にかかわらず、次のいずれかの事由により生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては共済金を支払いません。 ア. 引越荷物の一部または全部がペアーまたはセット物である場合について、滅失または損傷を被った部分がペアーまたはセットとして特別な価値を有していた場合の受損部分の価値を超える損害 イ. 楽器類の音質・音色の変化、弦のゆるみ、自然に起こる音律不調による損害 ウ. 家電製品・パソコン等の機械類について、外観上、損傷が認められない場合の電氣的・機械的故障による損害

(注1) 活魚を含みます。
(注2) ばら積み貨物を除きます。
(注3) 生花、球根、苗等をいいます。
(注4) 液状、粉状、泥状、気状、結晶状、塊状等の形状で、個数によらず重量または容積により取引が行われる貨物であり、梱包せず輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物。ただし、輸送用具から受荷主への引き渡しที่タンクへの注入によって行われる貨物を除きます。
(注5) 屋根のない場所または軒下に置かれた状態をいいます。
(注6) 原動機を有する車両すべて、農耕用作業車を含みます。
(注7) 金・銀・白金の地金を含みます。
(注8) 継続した時間を問いません。
(注9) (2)エ. (a)の機械・装置を除きます。

■共済金をお支払いしない主な場合－その1

- (1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、被共済者、下請運送人またはこれらの者の法定代理人もしくは使用人^(注1)の故意。
 - ② 輸送用具または積載方法が貨物を安全に輸送するのに適さないこと。
 - ③ 警察で届出が受理されていない盗難または各荷造りごとの紛失による損害
 - ④ 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
 - ⑤ 荷造りの不完全
 - ⑥ 運送の遅延
 - ⑦ 戦争、内乱その他の変乱
 - ⑧ 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
 - ⑨ 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
 - ⑩ 検疫または⑨以外の公権力による処分
 - ⑪ ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
 - ⑫ 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際してその群衆・集団の一部によりなされた暴行^(注2)ならびにこれらに関連して生じた事件
 - ⑬ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープ^(注3)の原子核反応または原子核の崩壊は除きます。

- (2) 陸上^(注4)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存在する間に生じた損害は、前段に掲げる事故によって生じたものと推定します。
- (3) 次の者により輸送用具が運転されている間に生じた損害については共済金を支払いません。
- ① 無免許運転者
 - ② 飲酒運転者
 - ③ 薬物^(注5)使用中の運転者
- (4) 積載方法に関する法令違反に直接起因する損害については共済金を支払いません。
- (5) 法令に基づき運送事業を行うことについて許可を受けた輸送用具以外の輸送用具によって貨物が輸送された場合には、その輸送用具による輸送中・「一時保管」中に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- (6) 創作物類^(注6)の損害について、被共済者が賠償責任を負担することによって被る客観的・経済的価値の損害を除き個人的な付加価値を有する部分についての損害に対しては、共済金を支払いません。
- (7) 違約金・慰謝料・臨時費用・逸失利益等の間接損害に対しては、共済金を支払いません。

(注1) 共済契約者、被共済者、下請運送人またはこれらの者の法定代理人と雇用契約関係にある者をいいます。

(注2) 放火および盗取を含みます。

(注3) ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物は含みません。

(注4) 湖川を含みます。

(注5) 麻薬、阿片、ヘロイン、大麻、覚醒剤等の吸入、服用等をいいます。

(注6) 記念品、書類、原稿類、写真、設計図、コンピュータソフト等、価格の決定が困難なものをいいます。

■共済金をお支払いしない主な場合－その2

- (1) 直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた、または関連した損害、費用もしくは責任に対しては、共済金を支払いません。
- ① コンピュータ等^(注1)に生じた日付等^(注2)のデータまたは情報の処理、変換または置換に関連する誤作動または機能喪失。いずれの場合もコンピュータ等^(注1)の誤作動または機能喪失の発生時期について、それぞれ日付等^(注2)の変更時の前後を問いません。
 - ② ①の日付等^(注2)の変更に備え、もしくは対処するためコンピュータ等^(注1)に施した修理^(注3)または当該修正に関連して与えたアドバイスもしくは行ったサービス
 - ③ ①の日付等^(注2)の変更に係る被共済者による作為、不作為または決定に起因して発生した財物または機器の不使用または利用不能
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の事故によって生じた損害、費用または責任に対しては適用しません。
- ① 火災
 - ② 爆発
 - ③ 輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州
- (3) テロリスト等^(注4)によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- (4) 化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁兵器によって生じた損害に対しては共済金を支払いません。

(注1) 被共済者が所有、賃借または管理するコンピュータ・ハードウェア、ソフトウェア、集積回路、チップ、情報機器または情報システム等をいいます。

(注2) 年、月、日または時刻をいいます。

(注3) 試行を含みます。

(注4) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯し、当該主義・主張により暴力的行動を行う者をいいます。

3. 付加できる主な特約とその概要

この商品には、第三者賠償責任担保特約、運送継続・急送費用担保特約、残存物取片付け・廃棄費用担保特約が自動セットされています。その他、付加できる特約はありません。

4. 共済期間

- ① この契約が初年度契約である場合、責任開始日^(注1)から起算して責任開始日属する月の1年後の応当月の翌月の末日までとします。
 - ② この契約が継続契約である場合、更新日から1年間とします。
- (注1) 申込日の午前0時をいいます。

5. 引受条件等について

- (1) 被共済者の範囲は、次のすべてに該当した方とします。
 - ① この共済契約の被共済者となることに同意している方
 - ② 本会が定める引受基準に合致する方
- (2) 共済金額については、本紙または「運送業者貨物賠償責任普通共済約款(団体用)」等の該当箇所をご確認ください。

6. 満期返戻金・その他の配当金

「運送業者貨物賠償責任共済」には、満期返戻金およびその他の配当金はありません。

7. 解約返戻金の有無

「運送業者貨物賠償責任共済」には、解約返戻金はありません。

注 意 喚 起 情 報(ご注意いただきたい事項)

◆この「注意喚起情報」とは、ご契約に際して、特に重要な情報や共済金等をお支払いできない主な場合など、お客様に不利益となる情報を記載した書面です。

1. お申込みの取消等(クーリングオフ)について

ご契約者は、申込日から起算して、20日以内であれば、共済契約の申込みを取消することができます。この場合、すでに払込まれた共済掛金がある場合には、これを返還します。

2. 告知義務等の内容

- (1) 告知義務について
ご契約者や被共済者には、共済契約の申込み時に、正しく報告していただく義務があります。
お申し出いただく事項が事実と異なっている場合は、共済金をお支払いできないことや、会員に対する書面をもって共済契約を解除することがあります。
- (2) ご契約の際、以下のいずれかに該当する事実があった場合には、共済契約を無効、取消または解除とします。
 - ① ご契約者・被共済者が共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不当に取得させる目的をもって共済契約を締結したこと
 - ② ご契約者・被共済者の詐欺または強迫によって本会が共済契約を締結したとき
 - ③ ご契約者・被共済者が本会に共済金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ④ ご契約者・被共済者が共済金請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ⑤ ご契約者・被共済者が反社会的勢力と関係を有していると認められること

3. 責任開始日について

本会がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、申込日の午前0時(責任開始日)から共済契約上の責任を開始します。

4. 共済金をお支払いできない主な場合と共済金を減額してお支払いする主な場合

「契約概要」の「2. 保障の内容」に記載されておりますので、必ずご確認ください。

5. 共済契約の失効等

共済契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に共済契約は効力を失います。

- ① 被共済者が死亡した場合

6. 解約と解約返戻金の有無

ご契約者はいつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。
解約は、まずお電話等でお申し出いただきます。なお、解約返戻金はありません。

7. セーフティーネットについて

保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。
また、本会が締結した共済契約は、破綻した場合における保険契約移転の際の資金援助の対象契約には該当しません。

8. 共済契約の更新について

- (1) 共済契約者から共済期間満了の日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、共済契約は自動更新されます。
- (2) 更新後の共済契約の共済期間は、1年とします。
- (3) 「運送業者貨物賠償責任共済」が不採算となり、更新契約の引受けが経営に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、更新契約を引受けないことがあります。

9. 共済金のご請求の手続きについて

共済金の支払事由が発生した場合は、ハコブパークレー共済事務局(03-4500-7727)まで、すみやかにご連絡ください。
共済金をご請求する権利は、共済金の支払事由が生じた日の翌日から3年間ご請求がなかった場合は、時効により消滅いたしますのでご注意ください。
共済金のご請求に際しては、共済金請求書ならびに診断書等の書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、共済金ご請求時にご確認ください。

- (1) 事故が起こったときは、会員は、以下に定める事項を行わなければなりません。

事故発生時に生じた事由	会員が履行すべき義務
①事故が発生したことを知った場合	損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
②事故または損害が発生したことを知った場合	その内容などを本会に遅滞なく通知しなければなりません。
③損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合	直ちに書面をもって本会に通知しなければなりません。
④他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合	その権利の保全または行使について必要な手続きをとらなければなりません。
⑤損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合	あらかじめ本会の承認を得なければなりません。
⑥本会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合	本会に遅滞なく提出し、本会が行う損害または費用の調査に協力しなければなりません。

- (2) ご契約者・被共済者または共済金受取人が正当な理由がなく上記の義務を履行しなかった場合、本会は、共済金の支払いについて、以下のように取り扱います。

履行すべき義務	共済金支払いの取扱い
上記①の義務	損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。
上記②、③または⑥の義務	義務を履行しなかったことにより本会が被った損害の額を差引いて共済金を支払います。
上記④の義務	賠償または補償を受けられたと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。
上記⑤の義務	賠償責任がないと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。

- (3) 共済金受取人は、請求書類を本会に提出して共済金を請求することができます。
(4) 共済金の請求を受けた場合、本会が必要と認めたときは、事実の確認を行い、または本会の指定した医師による被共済者の診断を求めることがあります。
(5) 本会は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、本会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。
① 共済金の支払事由発生の有無に必要な事項として、共済金支払事由発生の有無および被共済者に該当する事実
② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、発生した共済金支払事由の程度、共済金支払事由の原因たる事実と共済金支払事由との関係、治療の経過および内容
④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、共済金支払事由について、本会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
(6) (5)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(5)の規定にかかわらず本会は、(1)から(4)までの書類が提出された日からその日を含めて次に掲げる日数を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、本会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金受取人に対して通知するものとします。
〈特別な照会または調査〉

① 警察、検察、消防その他公の機関による捜査・調査結果に対する照会	180日
② 専門機関による鑑定等の結果に対する照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における確認のための調査	60日
④ 上記事項について日本国内に代替的手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合における、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

- 「特別な照会または調査」が複数行われる場合、そのうちの最長の日数とします。
●照会または調査にあたり、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく、その確認を妨げるまたは応じない、必要な協力を行わないことにより遅延した期間は、確認期間に含まれません。
(7) 共済金受取人である被共済者が共済金を請求できない特別な事情があるときで、かつ、被共済者と同居または被共済者と生計を一にしている被共済者の配偶者であるときは請求書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、本会の承諾を得たうえ、被共済者の代理人(以下「代理請求人」といいます。)として共済金の請求をすることができます。この場合、本会がその共済金を代理請求人に支払ったときには、その後重複してその共済金の請求を受けても、本会はこれを支払いません。

10. 個人情報の取扱いに関するご案内

お知らせいただいた情報の提供について
次の場合を除いて、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
① 法令に基づく場合
② 利用目的達成に必要な範囲内において、業務委託先等に提供する場合
③ 不正または不当な共済契約の申込みおよび共済金請求を防止するために必要な場合
④ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
⑤ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
⑥ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

11. その他ご注意いただきたい事項

- (1) ご契約者が負担する共済掛金は、所得保障(保険料控除)の対象とはなりませんので、あらかじめご了承ください。
(2) 本会の募集人は、この共済契約についてお客様と本会の共済契約締結に関する代理権はありません。共済契約は本会が共済契約のお申込みを承諾したときに有効に成立いたします。

ハコブパークレー共済 お問合せ窓口

<事務局>

〒121-0822 東京都足立区西竹の塚1-13-9 市川ビル2F TEL：03-4500-7727

(受付時間：9：00～17：00／土・日・祝日・年末年始を除きます。)